

## 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

### (目的)

第1条 この検査指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日老発0404第3号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

### (検査実施機関)

第2条 検査は、健康福祉部福祉指導監査課が実施する。

### (検査体制等)

第3条 検査は、2人以上からなる検査班を編成し、国及び大阪府と密接な連携の下に実施するものとする。

### (検査方針)

第4条 検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

### (検査の対象)

第5条 検査の対象は、法第115条の32第2項第4号に定める介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

### (検査の実施方法等)

第6条 検査の実施方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般検査 介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、法第115条の33第1項の規定に基づき、定期的に書面検査（別に定める報告書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）又は実地検査（対象事業者に立ち入り、面談等により業務管理体制の整備及び運用状況を確認する検査をいう。以下同じ。）の

どちらかを実施するものとする。書面検査の報告内容等に不備又は不明瞭な事項があり、改善を求めたにもかかわらず改善が見込まれない場合、又はより詳細な確認が必要と認められる場合は、実地検査を行うものとする。実地検査の方法は、関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システムを活用することができる。活用に当たっては、対象事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮するものとする。

(2) 特別検査 指定居宅サービス事業所等の指定等取消処分相当の事案（法第 77 条第 1 項、第 78 条の 10、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 104 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19 又は第 115 条の 29 の規定による取消しをいう。以下「指定等取消し条項」という。）が発覚した場合に、その本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

(実施時期)

第 7 条 一般検査は、概ね 6 年に 1 回実施するものとする。

2 一般検査は、前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合には、随時実施できるものとする。

3 特別検査は、第 6 条第 2 号に規定する指定等取消し条項による指定又は許可の取消し相当の事案が発覚した場合に随時実施する。ただし、枚方市介護保険サービス事業者等指導及び監査指針に基づく監査の実施に引き続き、実施するものとする。

(実施通知)

第 8 条 検査の実施に当たっては、対象事業者に対し、あらかじめ次に掲げる事項（書面検査にあつては、第 3 号及び第 4 号を除く。）を文書により、原則として検査実施日（書面検査にあつては、報告書の提出期限）の 1 月前までに通知するものとする。

(1) 検査の根拠規定

(2) 検査の日時（書面検査にあつては提出期限）及び場所（書面検査にあつては提出方法等）

(3) 検査担当者

(4) 出席者（役職名等で可）

(5) 準備又は提出すべき書類等

2 前項の規定にかかわらず、特別検査（第 6 条第 2 号に掲げる検査をいう。）について、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができないと認められる場合は、特別検査開始時に通知するものとする。

(報告)

第9条 検査担当職員は、一般検査における書面検査又は実地検査が終了した際には速やかに市長に報告するものとする。また、特別検査が終了した場合も同様とする。

(行政上の措置)

第10条 市長は、一般検査又は特別検査の結果、対象事業者が適正な業務管理体制の整備を行っていないと認める場合には、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 法第115条の34第1項の規定に基づき、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを文書により勧告し、勧告事項改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 前号の勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、法第115条の34第2項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

(3) 対象事業者が正当な理由なく第1号の勧告に係る措置をとらなかったときは、法第115条の34第3項の規定に基づき、期限を定めて、その措置をとるべきことを命令し、命令事項改善報告書の提出を求めるものとする。この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

(4) 前号の命令をしたときは、法第115条の34第4項の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

2 市長は、対象事業者が前項第3号の命令に係る措置をとらないときは、指定等取消し条項の規定に基づき、指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

3 市長は、特別検査の結果、当該対象事業者が運営する事業所若しくは施設（以下「事業所等」という。）の指定又は許可の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与があると認めた場合で、当該事業所等の指定又は許可の取消しとなったときは、法第70条第2項等の規定により、当該対象事業者が申請者である指定又は許可に係る申請（更新を含む。）については、指定又は許可をしないことができる。

(情報の提供)

第11条 市長は、必要があると認めた場合は、検査の内容及び結果について厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長へ情報を提供するものとする。

(委任)

第12条 この検査指針に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、令和2年4月14日から施行する。

2 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成30年4月1日施行。以下「旧指針」という。）は廃止する。

3 この指針の施行の日前に旧指針の規定によりなされた指導その他の行為は、この指針の相当規定によりなされた指導その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、令和8年4月1日から施行する。